



## コラボヘルス推進のお知らせ

### はじめに

「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなります。なお個人情報の保護に関する法律第27条第5項に基づき事業目的および内容、共同利用する範囲等を下記のとおりお知らせいたします。

### 事業目的および内容

生活習慣病の予防、がんの早期発見・早期治療等を目的に下記の事業を実施します。

#### ① 健診結果およびリスク保有者に対する事後フォロー

共同利用するデータ：生活習慣病関連項目

事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する人間ドックの「生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）」及びその検査値から生活習慣病リスクが高い方の情報を共有し、該当者の事後フォローを実施します。

#### ② 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ：生活習慣病リスクが高い方の未受診情報（※1）

がん検診（※2）精密検査が必要な方の未受診情報（※1）

高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨を実施します。

#### ③ 健診・がん検診受診及び保健事業参加の積極的な勧奨

共同利用するデータ：健診・がん検診（※2）、保健事業の利用状況

健診・がん検診（※2）の受診勧奨、保健事業への参加勧奨を実施します。

（※1）詳細なレセプト情報（傷病名・受診内容等）は含まれません。

（※2）胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん

### 共同利用する者の範囲

事業所／健康管理担当者

健保組合／保健事業担当職員

（責任者）健康管理担当部署の長

（責任者）常務理事



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いることはできません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、加入者が本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは健保組合にお申し出ください。

## 個人データの管理責任者

阪急阪神健康保険組合 常務理事

## さいごに

事業所と健保組合が連携することで効率的・効果的な保健事業を推進し、皆様の疾病予防、健康増進に繋げていきます。ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

### (参考) 個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限) 第 27 条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

－中略－

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき（法第 27 条第 5 項第 3 号関係）